

(設置)

第1条 この要綱は、淡路市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年淡路市条例第218号)及び淡路市消防団規則(平成19年淡路市規則第38号)に定めるもののほか、淡路市消防団(以下「消防団」という。)の式典等において、ラッパ吹奏を通じて、その志気を鼓舞し、市民の防火思想の普及及び高揚を図るため、消防団に淡路市消防団ラッパ隊(以下「ラッパ隊」という。)を設置する。

(活動)

第2条 ラッパ隊の活動は、次のとおりとする。

- (1) 消防団の式典及び行事において、ラッパ吹奏を行うこと。
- (2) ラッパ吹奏の技術を高めるための訓練及び研修を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認める活動

(組織)

第3条 ラッパ隊は、消防団員のうちから、分団長の推薦に基づき消防団長が任命する。

2 ラッパ隊の定員は、20人以内とする。

(隊長及び副隊長)

第4条 ラッパ隊に、隊長1人及び副隊長2人を置き、ラッパ隊の互選によりこれを定める。

2 隊長は、ラッパ隊を総括する。

3 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、あらかじめその指名する副隊長が、その職務を代理する。

4 隊長及び副隊長の任期は、2年とする。ただし、その者が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ラッパ隊に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成26年3月1日告示第28号)

この告示は、公布の日から施行する。